

裁判員制度の実施延期を求める意見書

2004年に裁判員法が成立し、来年5月から裁判員制度が実施され、約30万人の裁判員候補が年内にも決定される予定である。しかし、実施にあたっては重大な問題点がある。

日本世論調査会の3月の調査では裁判員になることに対して、なりたくない人は72%、なっても良いという人は20%と、国民の合意は出来ていない。

また、安心して裁判員になるための条件が不十分なことである。裁判員になれば最低でも3日から5日間、場合によっては1週間や10日間以上も連続的に裁判に参加しなければならない。ところが会社員の場合「公休」扱いになるかどうかは、個々の企業判断に任されている。中小零細企業や自営業者も辞退できるかどうかの明確な基準もない。

さらに「冤罪」を生まない制度的な保障はない。重大犯罪が対象であるにもかかわらず、3日ないし5日間程度の審理で結審が予定され「公判前整理手続き」は職業裁判官と検察官、弁護士の3者が非公開で論点整理などを事前に行うこととされている。しかし、被疑者の取調べが密室で行われ、証拠の開示が捜査当局の一方的な意思のもとに行われている現状のもとで、裁判員制度が導入されれば、制度自体が「冤罪を生む新たな舞台」になりかねない。

よって政府及び国会は、裁判員制度の実施を延期するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2008年 11月 5日

摂津市議会